

第35回企画専門調査会(平成22年9月28日)資料
 「(平成22年度)食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補について」抜粋

物質名(危害要因)	主要な物質(危害要因)に関する概要	国内外における状況等
くんせい中のベンゾピレン	<p>ベンゾピレンは、発がん性の疑いのある物質で、くんせい食品からの暴露が考えられるが、摂取の実態は不明。</p> <p>くん液とは、サトウキビ、竹材、トウモロコシ又は木材を燃焼して発生したガス成分を捕集し、又は乾留して得られたもの</p> <p>くん液の製造及び構成成分に関する詳細な情報が必要。</p>	<p>〈国内〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品安全委員会による評価状況：なし ・厚生労働省：くん液は既存添加物名簿に記載。海外の評価をもとに安全性の見直し実施済。H17-18、スモーク製品等に含まれる多環式芳香族炭化水素の含有実態調査を実施。 ・農林水産省：ベンゾピレンを含む多環芳香族炭化水素を農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリスト（H18）に掲載し、リスクプロファイルシートを公開。魚類燻製品等について含有実態調査を実施。 <p>〈国外〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際がん研究機関(IARC)：2A（ヒトに対しておそらく発がん性がある） ・FAO/WHO合同食品添加物専門家会議(JECFA)：暫定的にくん液中のベンゾピレン濃度を設定(1987設定、2001改正)。 ・WHO：環境汚染由来の飲料水中のベンゾピレンのガイドラインを設定。 ・欧州食品安全機関(EFSA)：くん液一次製品の食事暴露の評価方法に関する科学的意見書、10種類のくん液一次製品の安全性に関する科学的意見書を公表（2009）。